

1. 普通地域における自然環境調査の実施について（前回資料2 2ページ）

意見等の概要	事務局の考え方
<p>残土処分場等の開発の制限を景観の話でやるのは本来無理があるのではないだろうか。環境アセスメント法のような、もっと大きな視野を持った分野で取り扱うものだと感じる。<u>そもそも普通地域は届出であり、そこに制限をかけるのは法の建付け上大丈夫か。</u></p>	<p>・普通地域においても、風景を保護するために、必要な措置ができるものであり、環境調査資料についても施行規則に定めることにより対応できる。</p>
<p><u>普通地域での環境調査を求める面積の1haについては、特別地域と同面積になり、法から条例への委任範囲として問題はないのか。</u></p>	<p>・従来から特別地域と普通地域では申請・届出の対象となる行為に大きな差があり、同じ1haであっても、普通地域の対象が限られることから、1haは適切であると考えている。</p> <p>→別紙参考資料1 P2</p>
<p>森林施業のために反復して行われる行為について、対象外であることは理解した。中身については、<u>反対意見はない。ただ、やはり普通地域と特別地域の違いが分かりづらい。</u></p>	<p>・特別地域と普通地域の法令的な位置づけ、定義、区分けの違いを明確にする。</p> <p>→別紙参考資料1</p>
<p><u>特別地域も普通地域もどちらも重要だということを前段でしっかり説明することで懸念は解消されるのではなかろうか。</u></p>	
<p>まとめると、普通地域で環境調査を求める基準は1haとし、<u>処理基準についても、おおむね事務局案でいく方向となった。ただし、普通地域と特別地域の区分けの違いをわかりやすく明記すること。</u></p>	
<p><u>残土処分場や太陽光発電を始めとする開発から生物多様性を守るのに、この法律しかないのか、素朴な疑問を感じる。</u></p> <p>淡路島では、風力発電の点検道路が崩れて、土砂が海に入ってワカメ養殖がやられた例もある。施設を作った後の安全性・安定性の議論も必要だと思うが、<u>施設の安全性は他法令でカバーできているものなのか。</u></p>	<p>・自然公園法、県立自然公園条例以外でも、例えば環境影響評価法や県の環境の保全と創造に関する条例などで、生物の多様性を守るスキームはある。</p> <p>・施設の安全性については、設置の際に適用される法令（風力発電であれば電気事業法、建築基準法など）に基づき審査が行われている。</p>

2. 風景の解釈について（前回資料2 3ページ）

意見等の概要	事務局の考え方
<p>3ページの風景の定義についてだが、<u>大気と水という表現にすべきではないだろうか。水環境は生態系の基礎であり、開発行為により水脈が切られることもあるし、汚染されることもある。量と質の両方が重要。</u></p>	<p>・委員の意見を踏まえ、事務局案を修正した。 →別紙参考資料2</p>
<p><u>風景の定義については、生態系サービスがあてはまる。話題として挙げた水環境もそうだが、2010年の生物多様性の国際会議で提唱された22のサービスに利用できる概念があるのではなかろうか。</u></p>	
<p><u>風景の説明文について、3つか4つの文章にして、わかりやすくし、大気と水をいれること。出来るならば、眺望等と独立させて水や大気や鉱物等を定義づけた方がいいのでは。</u></p>	
<p>風景の定義は、前回審議会でも少し触れたが、風景という単語にエコロジーの考えを入れたことにより、矛盾が生じている。今すぐの課題ではないが、<u>兵庫県なりに時間をかけて、水環境や生態系サービスを含め、自然環境といったものや普通地域の再定義を行うべきではなかろうか。</u></p>	<p>・今回の意見を踏まえて今後検討していく。</p>
<p><u>稜線分断の議論については視点場の選び方の議論を今後進めること。</u></p>	<p>・今回の意見を踏まえて今後検討していく。</p>

3. 土地の形状変更の禁止の基準について（前回資料2 4 ページ）

意見等の概要	事務局の考え方
<p>処分基準について、「措置命令等」の文言に、「禁止」の概念が含まれているのかの法の趣旨の確認が必要。</p>	<p>・自然公園法第33条第2項(条例第11条第2項)で普通地域における届出行為に対して「その風景を保護するために必要な限度において、当該行為の禁止を命ずることができる」と規定されている。</p> <p>→別紙参考資料1 P2</p>
<p>環境影響評価では、第1歩目からA～Cまで入れていた。A～C全てのランクを対象とすべきではないかと思う。</p>	<p>・委員の意見を踏まえ、事務局案を修正した。</p> <p>→別紙参考資料3</p>
<p>兵庫県版レッドリストを作成して20年以上経っているが、調査が進んだことや、生物個体数が減ったことにより、改定のたびにAランクの選定数は増えている。Aランクのみを対象としていると5、6年でBランクの生物がAランクになる可能性は十分考えられる。</p>	
<p>環境影響評価では、ABCは同列に扱っている。自主アセスについても、レッドリストに入っているか入っていないかの視点が強い。このような<u>ランクで区別する視点を入れた際に他の分野や仕組みに悪影響が出ないか心配である。</u></p>	
<p>処理基準については、兵庫県版レッドリストの動植物に限り取り上げている。レッドリストには、地形・地質・優れた天然林・人工林等も含まれていることから<u>レッドリストすべての項目を対象として欲しい。</u>なお、県内には高山帯、亜高山帯は無い。</p>	
<p>兵庫県が日本で初めて景観をゾーンでレッドリストに入れている。景観は他の要素が入っているところをまとめている。選定のいきさつを理解して他の要素も考えるといい。兵庫県版レッドリストについては、A～Cランクまで全て重要だという意見が出た。今回はAランクのみだが、<u>AからCまで全て重要だということ</u>を前段でしっかり説明することで懸念は解消されるのではなかろうか。</p>	

4. 廃棄物最終処分場の基準について（前回資料2 4ページ）

意見等の概要	事務局の考え方
<p>当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設が対象となっており、<u>自然公園区域内で発生する廃棄物の区域内はどこまでか</u>という議論もある。</p>	<p>・今回の意見を踏まえて今後検討していく。</p>

5. 生物多様性ひょうご戦略の取り組みについて（前回資料4、5）

意見等の概要	事務局の考え方
<p>これはこれで良いが、山や里で営まれてきた伝統的文化についても消えていくものがある。これに着目すると新しい視点が生まれるのでは。 <u>SDGsのマークが入っているが、食いつきが足りない。県の環境としても、ひょうご戦略か基本計画かでもっと力を入れるべきでは。</u> <u>レッドリストの分布図の面積を調べて転載して欲しい。</u></p>	<p>・既に会議資料等でSDGsマークを掲載しており、幅広くSDGsマークの掲載を進めていく。 ・レッドリストの分布図に面積を記載する。</p>
<p>前回は欠席しており、議事録を読んだが、30by30は議論にならなかったようだ。30by30では陸域の30%を保護区とすることを目標としているが、現行制度による保護面積は2割程度しかない。そこで、里山里地や社寺林などをOECM（自然共生地域）として保護することが検討会されている。OECMの検討会には、生物や景観の専門家だけでなく、法律や行政の専門家等も参加している。<u>その議論は、県立自然公園の普通地域等の保護を考える際のヒントになるかもしれない。</u></p>	<p>・今回の意見を踏まえて今後検討していく。</p>
<p>ぜひ<u>共生圏、流域圏</u>の考えを持って進めていただきたい。</p>	<p>・今回の意見を踏まえて今後検討していく。</p>